

きゅうゆうせいほ ごほう もと いちじきんしきゅうとう 旧優生保護法に基づく一時金支給等の そうだん せいきゅう 相談・請求について

1 そうだん せいきゅう まどぐち 相談・請求の窓口

せんようでんわばんごう
【専用電話番号】

(082) 227-1040

うけつけじかん げつようび きんようび じ ふん じ ふん
受付時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時15分
(しゅく さいじつ ねんまつねんし のぞ
祝・祭日、年末年始は除く。)

せいきゅう うけつけ よやく ほう ゆうせん しゅわつうやくとうはいりょ ひつよう かた
○請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、
よやくじ し けん ふんていど みこ
予約時にお知らせください。なお、1件あたり60分程度かかる見込み
です。

せいきゅう うけつけ ゆうそう せいきゅうしよるい そうふ
○請求の受付は郵送でも可能です。請求書類を送付しますので、
へんそう
ご返送ください。

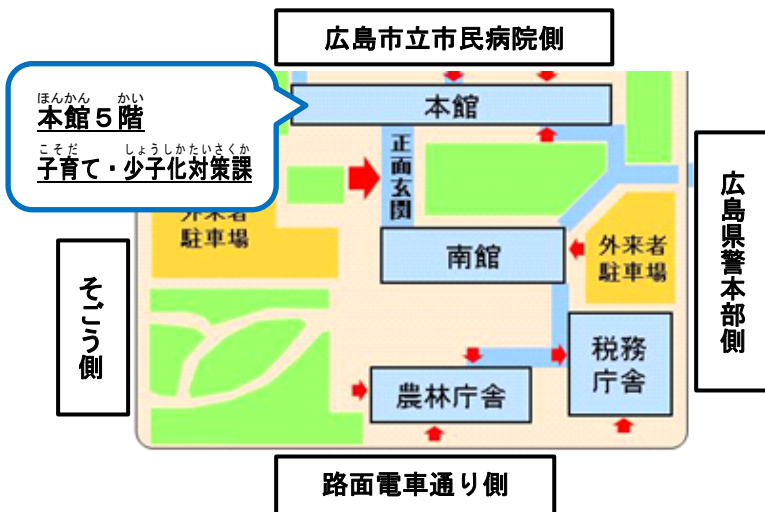
2 た と あ ほうほう その他問い合わせ方法

【ファクシミリ】(082) 502-3674

【電子メール】fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp

3 せいきゅう うけつけまどぐち 請求の受付窓口

ひろしまけんちょうほんかん かい
広島県庁本館5階 子育て・少子化対策課
ひろしまけんひろしましなかくもとまち ばん ごう
(広島県広島市中区基町10番52号)



ホームページ
はこちら

